

れいわ ねんど かながわけんしょうがいしゃじりつしえんきょうぎかいけんりょうごぶかい ほうこく  
令和5年度神奈川県障害者自立支援協議会権利擁護部会（報告）

だい かいけんりょうごぶかい  
1 第1回権利擁護部会

かいさいび れいわ ねん がつ にち きん  
開催日：令和5年8月4日（金） 10:00～11:30

かいさいばしょ かながわけんちやうひがしちやうしゃ かい かいぎしつ  
開催場所：神奈川県庁東庁舎11階 111会議室

かいさいけいしき しゅうごうおよ かいさい ざーむ かいぎ  
開催形式：集合及びオンライン開催（Zoom会議）

しゅつけつじやうきやう しゅつせき めい けつせき めい べつし いんいちらんひやう  
出欠状況：出席10名、欠席0名、アドバイザー ※別紙委員一覧表のとおり

きやうぎないやう  
2 協議内容

れいわ ねんどしょう しゃぎやくたいこうひやうけつ か くにおよ けん ほうこく ぶんせき じちたいおよ かな  
(1) 令和3年度障がい者虐待公表結果（国及び県）の報告と分析、自治体及び神奈  
川労働局における対応状況

- ・自治体の規模にもより件数の差はあるが、各自治体とも養護者虐待は増加傾向との認識。
- ・県警における障害者虐待の認知件数の推移は、平成30年～令和4年までの5年間で約10倍以上となっており、今年度も増加傾向である。
- ・通報の増加は自治体の周知への取組や事件化等の報道により、県民の関心が高まったとも考えられる。
- ・養護者虐待については、コロナ禍で外出の制限や短期入所の利用が難しく、家族内で密着している時間の長さも影響があるのではないかといった意見があった。
- ・児童虐待について、令和4年度は虐待の相談受付件数は7,290件で、過去最多。通告の経路は障害者虐待と同様で、警察からが最も多い。また、障害者虐待の意見交換の中でも話題になったが、障害者虐待のうち養護者虐待において被虐待者と養護者双方の支援の重要さと同様に、児童虐待についても子どもだけを支援するというよりは、家族含めた支援が必要と考える。

れいわ ねんど かながわけんしょうがいしゃぎやくたいぼうし けんりょうごけんしゅう けんしゅうないやう  
(2) 令和5年度神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修の研修内容について

- ・原則、国研修の伝達研修であり、スタンダードの研修を皆で学ぶことは大切。そ

の先の課題として、受講者が地域の中で伝達していくことが大事。

- ・開催時期は人事異動を勘案すると年度当初（5～6月位）が良い。次年度は県とも相談したい。

### 3 報告事項

#### (1) 神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会の設置について

- ・障害者差別解消法及び「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づき、障害者差別に関する紛争の解決のため、あつせん等の調整を行う第三者機関を設置。（令和5年8月） ※別紙「参考資料」のとおり

#### (2) 成年後見制度における意思決定支援協議会（仮）について

- ・成年後見人等へ条例の基本理念や意思決定支援を踏まえた後見事務の理解促進を図るため、成年後見人等を担う弁護士、司法書士等の専門職や福祉関係者などを構成員としたあらたな協議会を設置。

### <令和5年度の部会開催状況>

日程：8月及び12月（予定）

|        | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 権利擁護部会 |    |    |    | ●  |    |     |     | ○   |    |    |    |

かながわけんしょうがい りゆう さべつ かいしょう ちょうせい いんかい せっち  
神奈川県 障害を理由とする差別の解消のための調整委員会の設置について

れいわ ねん がつしこう かながわけんとくじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい い しゃかい  
令和5年4月施行の「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を  
めざ 目指して～」では、差別解消を大きな柱の一つに置き、障がいを理由とする差別を禁止  
することを明確に規定するとともに、県は「相談体制を整備」し、「関係者との必要な情  
ほう きょうゆうまた おこな きてい  
報の共有又はあっせんを行うこと」が規定された。

これにより、障がいを理由とする差別について、地域で相談できる体制を構築すると  
もに、差別に関する紛争の解決のため、あっせん等の調整を行う第三者機関を設置する  
こととした。

1 これまでの経過

けん へいせい ねんど しょうがい りゆう さべつ かん そうだんまどぐち しょうがいふくし かない せっち  
県は、平成29年度に障害を理由とする差別に関する相談窓口を障害福祉課内に設置  
し、障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)からの相談に対応  
してきた。

う つ そうだん  
受け付けた相談については、その内容に応じ、差別的な取扱いを行ったとされる事  
ぎょうしゃとう しどうけんげん ゆう きかん ひきつ ひつよう おう じぎょうしゃとう いたら  
業者等への指導権限を有する機関に引継ぐほか、必要に応じ、事業者等への働きかけ  
をおこな 行ってきた。(令和5年5月から外部法人に委託。)

2 調整委員会の概要

ア 設置の目的

しょうがいしゃとう しょうがい りゆう さべつ う もうしで う そうだん かいけつ  
障害者等から障害を理由とする差別を受けたとの申出を受け、相談による解決が  
みこ ばあい ふんそう かいけつ おこな  
見込めない場合に、紛争の解決のためのあっせんを行う。

イ 設置の根拠

- ・ 附属機関の設置に関する条例(地方自治法の規定に基づく附属機関に位置付け)
- ・ 障害者差別解消法
- ・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～

ウ 体制

つぎ もの ちじ いしよく にんない いん そしき ちょう  
次の者のうちから、知事が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。なお、調  
せい いんかい なか しょう いんかい せっち ひつよう おう しょうすう いん おこな  
整委員会の中に小委員会を設置し、必要に応じて、より少数の委員であっせんを行  
うことも可能とする。

- ・ 学識経験者

- 弁護士
- 関係行政機関の職員
- 障害者
- 障害者の家族
- 事業者

エ 機能

障害者等からあっせんの申出を受けた知事の付託により、必要な調査を行った上で、あっせんの当事者に対し、あっせん案の提示を行う。

オ その他

開催回数 年2回程度を想定

3 イメージ図～障害者差別に係る相談からあっせんまで～

